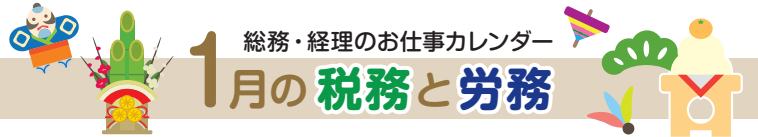


※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
2026 2 1 大安 元旦 8 15 22	3 9 16 23	4 10 17 24	5 11 18 25	6 12 19 26	7 13 20 27	8 14 21 28
4 友引	5 先負 <small>外国人雇用状況届出書の提出 (雇用保険の被保険者ではない 外国人の前年11月雇入・離職分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付(前年11月分)</small>	6 仏滅	7 大安	8 赤口	9 先勝	10 友引
11 先負	12 仏滅 成人の日	13 大安 <small>前年12月分の源泉所得税、特別 徴収住民税の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(前年12月雇入分)</small>	14 赤口	15 先勝	16 友引	17 先負
18 仏滅	19 赤口	20 先勝 <small>前年7月～12月分の源泉所得税 の納期の特例分の納付</small>	21 友引	22 先負	23 仏滅	24 大安
25 赤口	26 先勝	27 友引	28 先負	29 仏滅	30 大安	31 赤口



総務・経理のお仕事カレンダー

1月の税務と労務

税務

- 前年12月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 1月13日(火)まで
- 前年7月～12月分の源泉所得税の納期の特例分の納付 **Check!**
★常時10人未満の事業所は届出により前6か月分を7月10日と1月20日までに納付することができます。 → 1月20日(火)まで
- 11月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
→決算応当日(月末決算では2月2日(月))まで
- 5月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→決算応当日(月末決算では2月2日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち2月・5月・8月決算法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では2月2日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち10月・11月決算法人(申告期限延長の場合は9月・10月・11月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では2月2日(月))まで
- 固定資産税の償却資産に関する申告 → 2月2日(月)まで
- 給与所得の源泉徴収票の交付 → 2月2日(月)まで
- 給与所得の源泉徴収票等の法定調書計表等の提出 **Check!**
★e-Tax他による提出が必要となる基準の引き下げ(100枚以上→30枚以上)は令和9年1月1日以後の提出分からです。今年では従来どおり100枚が基準です。 → 2月2日(月)まで
- 給与支払報告書の提出
★令和8年1月1日以後に提出すべき、税務署長への「退職所得の源泉徴収票」および市町村長への「退職所得の特別徴収票」の範囲が変わりました。 → 2月2日(月)まで
- 給与所得者の扶養控除等申告書の受理 **Check!**
★様式改訂に注意 → 本年最初の給与の支払を受ける日の前日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(前年12月雇入分)
→ 1月13日(火)まで
- 労働保険概算保険料分割納付第3期分の納付 **Check!**
★納付すべき概算保険料が原則40万円以上では3回に分割納付可能。
→ 2月2日(月)まで
- 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満、前年10月～12月分)
→ 2月2日(月)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の前年12月雇入・離職分)
→ 2月2日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(前年12月分)
→ 2月2日(月)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

Column

高齢者雇用と退職金

現在施行されている高齢者雇用安定法により働く高齢者が増加し、また資産所得倍増プランによりiDeCo加入者も増加傾向にあります。この高齢者雇用と退職金について税務・労務上の注意点を記載します。

【税務上の注意点】

「iDeCoによる老齢一時金」と「会社からの退職手当等」は共に退職所得の収入金額となります。退職所得の計算に用いる退職所得控除額について、税制改正前は退職手当等(老齢一時金を除く)の受給年以前5年以内に老齢一時金の支払いを受けている場合は、退職所得控除の調整規定の対象となります。高齢者雇用安定法により会社からの退職一時金の受給時期が65歳よりも遅くなることを考慮し、令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払いを受けている場合は、同日以後に支払いを受けるべき退職手当等について、上記「5年」が「10年」に改正されています。

【労務上の注意点】

高齢者雇用安定法改正により、現在は、①70歳までの定年引上げ、②定年制の廃止、③70歳までの継続雇用制度の導入等の措置を講ずるよう努めることとされています。
厚生労働省の統計によると、この努力義務を実施している企業割合は約3割であり、各種措置の中では③継続雇用制度の導入が圧倒的多数となっています。
なお、制度詳細や最新情報は国税庁・厚生労働省等のホームページにてご確認ください。

ギモンを解決!

経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ 非課税となる通勤手当について

税理士 磯山 仁志

Q 従業員が高速道路を利用して通勤していますが、従業員に支給する高速道路料金は非課税となる通勤手当に含まれますか。

A 高速道路を利用することが、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路および方法であると認められれば非課税となります。

通勤手当は、役員や従業員の通勤にかかる費用を企業が支給する手当てで、一定の限度額までは所得税が非課税となります。通勤手当の非課税限度額は通勤手段によって異なります。

●通勤手段ごとの非課税限度額

1 電車やバスなどの公共交通機関だけを利用して通勤している人に支給する通勤手当

通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路および方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額が非課税となります。

なお、新幹線や特急列車を利用した場合の運賃等の額も認められますが、グリーン車料金は認められません。

また、1か月当たり15万円が非課税となる上限額となります。

2 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当

非課税となる金額は片道の通勤距離に応じて、次のように定められています。なお、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当については、非課税限度額がカッコ書きのように引き上げられていますので、ご注意ください（令和7年11月20日施行）。

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
2キロメートル未満	(全額課税)
2キロメートル以上 10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,100円 (7,300円)
15キロメートル以上 25キロメートル未満	12,900円 (13,500円)
25キロメートル以上 35キロメートル未満	18,700円 (19,700円)
35キロメートル以上 45キロメートル未満	24,400円 (25,900円)
45キロメートル以上 55キロメートル未満	28,000円 (32,300円)
55キロメートル以上	31,600円 (38,700円)

詳しい改正情報については、こちらをご参照ください。



有料道路を利用した場合の料金等の額も、「最も経済的かつ合理的な経路および方法」に該当する場合には、上記通勤距離に応じた限度額とは別に非課税となる通勤手当に含まれます。ただし、上記通勤距離に応じた限度額と合計して1か月当たり15万円が非課税となる上限額となります。

3 公共交通機関に加えて交通用具も使用している人に支給する通勤手当

上記1・2の合計額が非課税となります（1か月当たり15万円が非課税となる上限額）。

4 タクシーを利用して通勤している人に支給する通勤手当

一般的には非課税となりません。ただし下記のような事象で支給する金額は非課税となります。

- ・緊急業務のために出勤する従業員に支給するタクシー代
- ・交通機関のストライキの際にタクシーにより出勤した従業員に支給する実費相当額のタクシー代
- ・業務時間が深夜や早朝などで他の交通機関の利用ができなく、交通手段を持たない従業員に支給する実費相当額のタクシー代（1か月当たり15万円が非課税となる上限額）

5 徒歩のみで通勤している人に支給する通勤手当

距離及び支給金額にかかわらず非課税とはなりません。

●非課税限度額を超えて通勤手当を支給した場合の取扱い

1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。この超える部分の金額は、通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税および復興特別所得税の源泉徴収を行います。